

健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、令和2年度決算における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を算定しました。

1. 健全化判断比率

区 分	算定年度		早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和2年度	令和元年度		
実質赤字比率	—	—	12.76	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.76	30.00
実質公債費比率	4.9	5.0	25.0	35.0
将来負担比率	12.0	3.9	350.0	—

※比率が算定されない場合は「—」で表示

※早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の策定、外部監査等を行わなければならない。

※財政再生基準を超えると、財政再生計画の策定、計画について国の同意手続、地方債の制限等を行わなければならない。

【主な増減要因】

▽実質赤字比率及び連結実質赤字比率

継続して赤字は発生していません。

▽実質公債費比率

3ヶ年平均（平成30～令和2年度平均）で4.9%となり、前年度（平成29～令和元年度平均）から0.1ポイントの減少となり、単年度の比較では5.0%から4.5%と0.5ポイント減少しました。

減少の主な要因としては、標準財政規模が534,789千円の増額となったほか、下水道事業における準元利償還金が約5千万円減少したためです。

今後も早期健全化基準を上回る見込みはありません。

▽将来負担比率

前年度に比べ8.1ポイント増加しました。

増加の主な要因としては、標準財政規模が534,789千円の増額となる一方で、減収補填債の借入などで地方債現在高が約7億円増額となったほか、公共施設等管理

基金の活用などで充当可能基金の残高が減少したことなどによるものです。

今後も早期健全化基準を上回る見込みはありません。

2. 資金不足比率

区 分	算定年度		経営健全化 基準
	令和2年度	令和元年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
犬山城費特別会計	—	—	20.0
木曾川うかい事業費 特別会計	—	—	20.0

※比率が算定されない場合は「—」で表示

※経営健全化基準を超えると、経営健全化計画の策定、外部監査等を行わなければならない。

【主な増減要因】

継続して資金不足は発生していません。